

○特例販売業者(歯科用医薬品)の取扱い品目について

(昭和六一年一月六日)

(薬審二第八三二号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局審査第二課長通知)

標記について、別添1及び別添2のとおり東京都衛生局薬務部長及び福岡県衛生部長より照会があり、これらに対しそれぞれ別添3及び別添4のとおり回答したので了知されたい。

.....

別添1

(昭和六一年一月二七日 六〇衛薬薬第一〇八五号)

(厚生省薬務局審査第二課長あて東京都衛生局薬務部長照会)

このことについて、別記医薬品を特例販売業の取扱い品目として認めて支障ないかどうか意見をお伺いします。

別記

- 1 名称 歯科用ホルモクレゾール「昭和」
- 2 成分及び分量  
(日局)ホルマリン 四〇%  
(日局)クレゾール 四〇%  
を含有するエタノール溶液
- 3 用法及び用量  
適量を根管へ挿入し、仮封する。
- 4 効能又は効果  
根管の消毒
- 5 製造承認年月日及び番号  
昭和三十一年十月三十日 東薬第一二、三一一号
- 6 製造業者氏名  
昭和薬品化工株式会社

別添2

(昭和六〇年二月五日 五九薬事第二二三八号)

(厚生省薬務局審査課長あて福岡県衛生部長照会)

本県内の財団法人村上研究所から、特例販売業者(歯科用医薬品)の取扱い品目について、一品目の追加指定の要望があつたので、これの取扱い品目として認めて差し支えないか意見をお伺いします。

記

(名称)

(製造業者)

日本薬局方 水酸化カルシウム 財団法人 村上研究所

(成分及び分量、用法及び用量、効能又は効果、製造承認年月日、番号等は別添(略)のとおり)

別添3

(昭和六一年一月六日 薬審二第八三一号)

(東京都衛生局薬務部長あて厚生省薬務局審査第二課長回答)

昭和六十一年一月二十七日六〇衛薬薬第一〇八五号をもつて照会のあつた歯科用ホルモクレゾール「昭和」については、歯科用医薬品を取り扱う特例販売業者の取扱い品目として認めて差し支えない。

別添4

(昭和六〇年三月八日 薬審第一九九号)

(福岡県衛生部長あて厚生省薬務局審査課長回答)

昭和六十年二月五日五九薬事第二二三八号をもつて照会のあつた水酸化カルシウム(カルキル)については、歯科用医薬品を取扱う特例販売業者の取扱品目として認めて差し支えない。